

所得税の申告の「ご案内」

税務署では、「ご自宅」で確定申告書が作成できる国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」のご利用をお勧めしています。また、電子証明書などを準備していただく、「ご自宅」のパソコンからe-Taxで確定申告書などの提出ができます。ぜひ、「ご利用ください」。

●確定申告の受付

上尾税務署では所得税の確定申告（税金を納付する）の受付を2月16日（木）から3月15日（木）まで実施します。なお、還付（税金が戻る）の申告は、確定申告期間終了の3月16日（金）以降も受け付けます。
※申告のときに必要なものについては広報1月号をご覧ください。

●上尾税務署での休日申告受付

上尾税務署では、臨時に確定申告の休日受付を行います。（現金納付の窓口業務は行いません。）
なお、当日は混雑が予想されますので、あらかじめご了承ください。
受付日時▼2月19日（日）・26日（日）
午前9時～午後5時

●公的年金受給者の確定申告

平成23年分の確定申告から、公的年金等の収入金額の合計額が40万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には所得税の確定申告書の提出が不要となりました。

■公共交通機関など
・北上尾駅東口から徒歩約20分
・上尾駅東口から朝日バス（羽貫駅行または伊奈総合高校行）に乗りし「上平支所前」下車徒歩3分
・上尾市内循環バスぐるっとくん（上平循環または東西循環）に乗りし「上尾税務署前」下車
・北上尾駅東口からけんちゃんバス（伊奈総合学園行）に乗りし「上尾税務署前」下車

■上尾税務署
〒362-8504
上尾市大字西門前577番地
☎770-1800（自動音声）
※駐車場に限りがありますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。

■受付日時
2月16日（木）～3月15日（木）
午前9時～午後5時
税金が還付となる場合は、1月4日（水）から受付しています。

■臨時受付日時
2月19日（日）・26日（日）
午前9時～午後5時
なお、臨時受付以外の土・日曜日および祝日は開設されておりません。

●所得税の確定申告会場

受付日	受付会場	受付地区
2月	桶川東公民館	23日（木） 末広・若宮・寿・加納
		24日（金） 坂田・坂田東・舎人新田・赤堀・小針領家・五町台・篠津・神明
		27日（月） 倉田・朝日・北・南・東・西
3月	市役所分庁舎	29日（水） 上日出谷・鴨川
		1日（木） 下日出谷・下日出谷西・泉
3月	農業センター	2日（金） 川田谷

受付時間▶午前9時～11時30分 午後1時～3時30分
※所得税の申告受付は行っていません。

※申告は、なるべく指定された受付日にお申し込みします。
※指定された受付日に申告に来られないときは、3月5日（月）～15日（土・日曜日を除く）の間、市役所

市県民税の申告の「ご案内」

市県民税の申告内容は、課税（非課税）証明書や国民健康保険税などの基礎資料になります。（申告がないと証明書が発行できない場合や、国民健康保険税の軽減が受けられない場合があります。）

●申告が必要な方

- 平成24年1月1日現在、桶川市内に住所を有し、次の①～③のどれにも当てはまらない方は、市県民税の申告が必要です。
- 所得税の確定申告（還付申告を含む）をする方
- 勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されている方や厚生労働大臣などから市役所に公的年金等支払報告書が提出されている方で、他に所得のない方（源泉徴収票に記入されていない各種控除を受ける場合は申告が必要です。）
- 市内に住む家族・親族の税金上の扶養になっている方

●申告に必要なもの

- 市県民税申告書
 - 印鑑
 - 収入金額や経費がわかるもの（源泉徴収票、給与明細、収支内訳書など）
 - 各種控除を証明できるもの（平成23年中に支払った領収書や証明書など）
- （例）国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、生命保険料、地



震保険料など。医療費控除を申告する方は領収書とその内容を記入した『医療費の明細書』。障害者控除を申告する方は障害者手帳や認定書など。

●市県民税申告会場での申告受付

●市での所得税申告の臨時受付

受付日	受付地区
2月	16日（木） 下日出谷・下日出谷西・北・朝日
	17日（金） 上日出谷・泉・南
	20日（月） 寿・若宮・川田谷・倉田
	21日（火） 西・神明・坂田・坂田東
	22日（水） 東・末広・鴨川・加納・篠津・五町台・舎人新田・赤堀・小針領家

会場▶桶川東公民館
受付時間▶午前9時～11時 午後1時～3時30分

【受付対象者】 次の①②を満たす方
① 給与所得者または年金所得者
② 確定申告書Aで申告する方
※東日本大震災による雑損控除の申告をされる方、事業所得、農業所得、不動産所得、土地や株式等の譲渡所得など確定申告書Bで申告する方は、桶川東公民館では受け付けできません。

東日本大震災により 屋根瓦などに損害を受けられた方へ

申告により雑損控除が受けられます

東日本大震災により住宅や家財などに損害を受けられた方は、確定申告などを行うことにより所得税や市県民税の軽減を受けることができます。

【雑損控除とは】
雑損控除とは、震災などの災害や火災や盗難などによって住宅や家財などに損害を受けた場合に受けられる所得控除です。

【対象となる資産】

- ①納税者本人の資産、もしくは納税者と生計を一にする総所得金額などが38万円以下の配偶者や親族の資産。
- ②日常生活に必要な住宅、家具、設備など。これらの修復・修繕費も対象となります。

【雑損控除額として控除できる金額】

- 次のA・Bのうちいずれか多い金額
- A=損失額-保険金で補填される金額-所得金額の10%
 - B=災害関連支出（災害により滅失した住宅・家財の除去費用等）-5万円

詳しくは☎上尾税務署☎770-1800

●郵送での申告

無収入の申告、年末調整済の源泉徴収票を添付するだけで申告が完了する方は、申告書に住所・氏名等の必要事項を記入し、市役所へ郵送してください。

送付先	〒
桶川市泉1-3-28	363-8501
桶川市役所 税務課市民税グループ	

●所得税から引ききれなかった 住宅ローン控除額について

【対象者】
平成11年～18年または平成21年～25年の入居者で所得税の住宅借入金

等特別控除（住宅ローン控除）の適用を受けている方

【控除額】

所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額がある場合、所得税における税額控除額と同額（最高9万7,500円）を限度に市県民税から控除されます。

【控除を受けるためには…】

市町村への申告は不要です。所得税の確定申告書や給与支払報告書（源泉徴収票）が提出される場合は、その記載内容に基づいて市県民税での住宅ローン控除額が計算されます。

詳しくは☎税務課市民税グループ

●ご協力をお願いします
医療費控除を受ける方は、広報1月号と一緒に配りした「上尾税務署からのお知らせ」の中にある『医療費の明細書』に記入し、医療費を受けた人ごとに領収書をまとめて持参してください。未記入の場合は、申告会場で『医療費の明細書』に記入していただいていたことになりません。申告会場にはコピー機がありませんので、必要な書類は必ずコピーしておいてください。

●ご協力をお願いします
医療費控除を受ける方は、広報1月号と一緒に配りした「上尾税務署からのお知らせ」の中にある『医療費の明細書』に記入し、医療費を受けた人ごとに領収書をまとめて持参してください。未記入の場合は、申告会場で『医療費の明細書』に記入していただいていたことになりません。申告会場にはコピー機がありませんので、必要な書類は必ずコピーしておいてください。

前年の申告書の控えがある方は、持参してください。

パソコンで確定申告書を作成する「確定申告書等作成コーナー」のアドレスはこちらです。

◆国税庁ホームページ www.nta.go.jp
◆電子申告(e-Tax) www.e-tax.nta.go.jp
○詳しい説明は、税務署までお問い合わせください。

